

SUPER LOCAL 高知家 関西アンバサダー設置要綱

(設置目的)

第1条 この要綱は、関西在住の本県にゆかりのある方々に、「SUPER LOCAL 高知家 関西アンバサダー（以下「アンバサダー」という）」を委嘱することに関する基本的事項を定めるものとする。

(委 嘱)

第2条 次の各号に該当する者を「アンバサダー」として委嘱する。

(1) 関西在住又は関西に活動拠点を有する者

なお、関西とは、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県をいう。

(2) それぞれの立場で、本県を応援するさまざまな活動（「SUPER LOCAL 高知家」のプロモーション活動への協力や情報発信等）に継続的に協力できる者

(3) 前号に掲げる活動に対して協力する旨の宣言書（別記第1号様式）を提出した者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者又は知事が適当でないと判断した者については、委嘱を行わない。

(1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第2号及び第3号に規定する者をいう。以下この項において同じ。）であるもの

(2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実がある者

(3) その役員等（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあってはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等である者

(4) 暴力団員等がその事業活動を支配している者

(5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している者

(6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している者

(7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与した者

(8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用した者

(9) 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用した者

(10) 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 第1項に規定する委嘱は、宣言書（別記第1号様式）の受領により行うものとする。

（任 期）

第3条 「アンバサダー」の任期は、委嘱を受けた日から令和9年3月31日までとする。ただし、任期中であっても、アンバサダーから辞退の申し出があった場合又は知事が適当でないと判断した場合は、委嘱を解くものとする。

2 再任する場合は、継続書（別記第2号様式）を提出することとする。その際、会員番号は継続するものとする。

（役 割）

第4条 アンバサダーは、宣言書に記載した内容をはじめ、高知県を応援するさまざまな活動に可能な範囲で協力することとする。

第5条 アンバサダーに関する事務は、高知県産業振興推進部地産地消・外商課において所管する。

（禁止事項）

第6条 アンバサダーは次の各号に掲げる行為をしてはならない。

（1）宗教及び政治活動並びに自己の利益のためにアンバサダーの地位を利用すること

（2）その他、アンバサダー及び高知県の品位を損なう行為

2 アンバサダーが前項各号に抵触する行為をした場合、知事はアンバサダーの委嘱を解くことができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年10月31日から施行する。